

# 静岡市放課後児童クラブ（森下ほか 13 クラブ）運営業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等の遊び及び生活の場を提供し児童の健全育成を図る放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を実施している。

近年の利用児童数の増加及びそれに伴う施設数の増加を背景に、放課後児童クラブの運営をより円滑に行うため、一部児童クラブの運営業務を担う新たな事業者を募集する。募集にあたっては、児童や保護者の視点に立った良質なサービスを提供するため、プロポーザル方式により民間事業者から広く提案を募り、総合的な事業者の技量を適正に審査したうえで、最も適した提案を行った事業者を選定する。

本実施要領は、令和 6 年度放課後児童クラブ（森下ほか 13 クラブ）運営業務の契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

令和 6 年度子子未委第 54 号

静岡市放課後児童クラブ（森下ほか 13 クラブ）運営業務

### (2) 業務内容

別紙「静岡市放課後児童クラブ（森下ほか 13 クラブ）運営業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

### (3) 業務期間

準備期間 契約日から令和 6 年 9 月 30 日まで

運営期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### (4) 契約金額

632,515,000 円（第二種社会福祉事業該当のため非課税）を上限額とする。

※この金額を超える提案は認められない。

### (5) 支払方法

運営期間中全 3 回（5 月，11 月）の部分払い

## 3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法

律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (3) 直近の一年間において、消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成 25 年静岡市条例第 11 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (5) この事業の公募開始日から委託候補者決定の日までの間のいずれの日において、静岡市入札参加停止等措置要綱(平成 31 年 4 月 1 日施行)による入札参加停止措置の期間中の者でないこと。

#### 4 スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

日程	内容
令和 6 年 4 月 10 日(水)	募集開始に関する公表
令和 6 年 4 月 17 日(水) 17 時	現地見学会参加申込書の提出期限
令和 6 年 4 月 22 日(月)～24 日(水)	現地見学会
令和 6 年 4 月 26 日(金) 17 時	質問書提出期限
令和 6 年 5 月 2 日(木)	質問書回答
令和 6 年 5 月 17 日(金) 17 時	プロポーザル参加申請書等提出期限
令和 6 年 5 月 20 日(月)～22 日(水)	1 次審査(書類審査)
令和 6 年 5 月 24 日(金)	1 次審査結果通知(予定)
令和 6 年 5 月 31 日(金)	2 次審査(ヒアリング)
令和 6 年 6 月 12 日(水)以降	審査結果の通知(予定)
令和 6 年 6 月中旬	契約締結(予定)
令和 6 年 6 月中旬～9 月 30 日(月)	運営準備期間
令和 6 年 10 月 1 日(火)	運営開始

#### 5 現地見学会

本プロポーザルへの参加にあたり現地見学を希望する場合は、次のとおり現地見学会を実施する。なお、現地見学会への参加有無は選考に影響しない。

##### (1) 見学日時

令和 6 年 4 月 22 日(月)から 24 日(水)の間で希望事業者と調整を行う。

##### (2) 現地見学会対象施設

現地見学会は、以下の 3 クラブを代表施設として行う。

No.	クラブ名	設置場所	設置形態
1	東豊田児童クラブ	静岡市駿河区池田 491-2	校内余裕教室、体育館
2	東源台第二児童クラブ	静岡市駿河区国吉田 5-8-14	校外独立施設
3	有度第一児童クラブ	静岡市清水区有度本町 3-1	校内独立棟

(3) 提出書類等

- ① 提出書類 **【様式第1号】** 現地見学会参加申込書
- ② 提出期限 令和6年4月17日(水) 17時
- ③ 提出方法 電子メールで提出を行ったうえ、事務局へ電話連絡すること。  
メール：kodomomirai@city.shizuoka.lg.jp  
電話：054-354-2604

(4) 留意事項

- ① 参加者は1事業者につき2名以内とする。
- ② 施設間の移動は事業者で用意した自動車に参加者の責任において行うものとする。(1事業者につき1台まで)
- ③ 見学は各放課後児童クラブ 15分以内とする。

6 質問書の提出

本実施要領及び仕様書の内容についての質問は、**【様式第2号】**「質問書」により、電子メールにて受け付け、市ホームページ上に回答を掲載する。

- (1) 提出書類 **【様式第2号】** 質問書
- (2) 提出期限 令和6年4月26日(金) 17時
- (3) 提出方法 電子メールで提出を行ったうえ、事務局へ電話連絡すること。  
メール：kodomomirai@city.shizuoka.lg.jp  
電話：054-354-2604

7 書類の提出

(1) 提出書類 (各1部、企画提案書のみ8部)

No.	書類	部数	様式	備考
1	プロポーザル参加申請書	1	第3号	
2	会社概要書	1	第4号	
3	暴力団排除に関する誓約書兼同意書	1	第5号	
4	業務実績調書	1	第6号	
5	企画提案書	8	第7号	
6	見積書	1	任意	
7	履歴事項全部証明書	1		直近3か月以内(複写可)
8	貸借対照表、損益計算書	1		直近1年分(複写可)

9	納税証明書（その3の3）※	1		直近のもの（複写可）
---	---------------	---	--	------------

※国税：「法人税」「消費税及び地方消費税」に未納税額のない証明書

※市税：静岡市に納税義務がある場合、法人市民税証明書と固定資産税証明書

(2) 提出期限

令和6年5月17日（金）17時（必着）

(3) 提出方法

郵送（書留郵便に限る。）又は持参により事務局へ提出

(4) 受付時間

土日及び祝祭日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(5) 提出場所

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（静岡市役所清水庁舎9階）  
静岡市 子ども未来課

8 企画提案書、見積書の作成及び注意事項等

企画提案書、見積書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

(1) 企画提案書及び見積書の作成

① 用紙サイズについて、指定の様式以外はA4版縦を基本とし、A3版の折り込みを可とする。また、表紙、裏表紙、目次を除き、合計40頁を上限とする。A3版は2頁とみなす。

② 企画提案書は20分で説明できる内容とする。

③ 企画提案書は散逸しないような形で綴ること。

④ 書類等の作成に用いる言語、通貨、時間及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、専門知識のない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。

⑤ 見積書は、静岡市放課後児童クラブ（森下ほか13クラブ）運營業務（以下「本業務」という。）の仕様書及び企画提案書に記載した内容を踏まえ、必要な経費を算出し記載すること。

なお、積算内訳については、人件費及び仕様書【別紙7】費用分担表に記載する項目別に見積書上に記載すること。

⑥ 見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いること。

【例】¥123,000-

なお、見積書の記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。

(2) 参加が無効になる場合

企画提案書、見積書が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする。

① 見積額が提案上限額を超過している場合

- ② 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- ③ 虚偽の内容が記載されている場合
- ④ ヒアリングに参加しなかった場合
- ⑤ 選考の公平性を害する行為をしたもの
- ⑥ その他、選定委員会が不適格とみとめたもの

## 9 審査方法

### (1) 1次審査（書類審査）

- ① 企画提案書の書類について事務局で評価基準（別紙1）に基づき審査し、3者程度を選定する。
- ② 全ての参加表明者に対し、審査結果を通知する。
- ③ 審査結果等についての問合せには応じない。

### (2) 2次審査（ヒアリング）

1次審査において選定された者に対し、企画提案書の提案内容についてヒアリングを実施する。

#### ① 開催日

令和6年5月31日（金） ※時間及び場所については、別途通知する。

#### ② 実施方法等

ア ヒアリング時間の目安は40分とする。

（準備3分、説明20分、質疑応答15分、片付け2分）

イ ヒアリングの出席者は、3人以内とする。なお、説明者は、本業務の担当者とする。

ウ 企画提案の説明後、内容に対する質疑応答を行う。

エ 説明は提案内容をモニターに投影し行うこと。モニター及びケーブル（HDMI）は事務局が用意する。

オ 提出された企画提案書及びヒアリングの内容については非公開とする。

#### ③ 審査方法

プロポーザル参加事業者から企画提案書のヒアリングを行い、総合的に審査して市が定める評価基準（別紙1）により合計点数の最高得点を得た者を本業務の契約候補者とする。なお、最高得点が同一の者が複数存在した場合は、評価基準に記載する、【提案者の順位決定方法4】により選定する。最高得点を得た者との協議が整わない場合等契約に至らない場合は、次点者と協議を行うものとする。

ただし、契約候補者の得点が、総得点の6割未満の場合は採択しない。

#### ④ その他

ヒアリング時における資料の追加は認めない。ただし、必要に応じ、追加資料の提出などの補正を求めることがある。

## 10 審査結果通知

審査結果は、令和6年6月12日（水）以降、プロポーザル参加者のうち、最も優れた提案者に対し、「特定通知書」を通知するとともに、市ホームページで公表する。

契約候補者として特定されなかった者に対しては、「非特定通知書」を通知する。

なお、審査結果等についての問い合わせには応じられない。

## 11 契約手続等

審査結果の通知後、契約候補者と速やかに契約内容、経費等について調整し、見積執行を行い、随意契約の締結手続を行う。

## 12 注意事項等

- (1) 企画提案書及び見積書は、1参加者につき1件までとする。
- (2) 提出書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、資料並びに提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (4) ヒアリングの集合時刻に集合しない場合は、失格とする。
- (5) 提出書類の提出期限後においては、記載された内容の変更を認めない。
- (6) 提出書類については、返却しない。
- (7) 提出書類に含まれる第三者の著作権の使用等に関しては、応募者が第三者の許諾等を得る等、一切の責任を負うものとする。
- (8) 提案書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、静岡市は本業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 提出書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

## 13 事務局（問い合わせ）

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（静岡市役所清水庁舎9階）

静岡市 子ども未来課 児童クラブ係

電話：054-354-2604

メール：[kodomomirai@city.shizuoka.lg.jp](mailto:kodomomirai@city.shizuoka.lg.jp)

**静岡市放課後児童クラブ（森下ほか 13 クラブ）運営業務  
公募型プロポーザル評価基準**

評価項目及び評価視点		配点
<b>1 事業実績</b>		
	・放課後児童健全育成事業を始めとする子どもの預かり関連事業の運営実績があり、円滑な業務実施が期待できるか。	10
<b>2 運営方針</b>		
	・本業務の主旨を理解し、児童の視点を持ち合わせた運営方針となっているか。 ・具体的かつ実現可能な運営方針及び計画が定められているか。 ・法人／団体独自の方針、理念、目標等が明確か。	5
<b>3 管理運営</b>		
組織体制	・組織体制／管理体制が確立され、必要な人員配置がされているか。	10
支援体制	・障がい児や医療的ケア児等、特別な配慮が必要な児童への支援体制は適切か。	10
労務管理	・雇用形態、賃金水準等は適切か。 ・支援員等への処遇改善に対する取り組みはなされているか。	10
採用	・人材確保、新規雇用に対する取り組みは適切か。	10
人材育成	・多種多様な職員研修等による人材育成に対する取り組みは適切か。	5
事務引継ぎ	・運営者変更にあたり、引継ぎ体制は適切か。 ・実現可能性のあるスケジュールか。	5
連携体制	・保護者、学校、地域等関係者との連携方法が明確か。	5
安全対策	・児童の安全及び健康管理体制は適切か。 ・緊急時、自然災害発生時等の対応や体制は適切か。	5
<b>4 事業内容</b>		
	・児童の発達段階に応じた適切なプログラムが提案されているか。 ・遊び、生活、体験学習、学習等を支援する意欲的提案がなされているか。 ・独自提案による取り組み（各種イベントやサービス等）がなされているか。	25
合計		100

**【提案者の順位の決定方法】**

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、審査委員の評価の合計点数が最も高い者を契約候補者とする。
- 2 評価点の満点は500点とする。(審査委員1人あたりの点数100点×評価委員5人)
- 3 契約候補者の得点が、総得点の6割未満の場合は採択しない。
- 4 合計点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
  - (1) 評価項目「3 管理運営」の合計点数が高い者を上位とする。
  - (2) (1)も同点の場合、評価項目「組織体制」の点数が高い者を上位とする。



【様式第1号】

令和 年 月 日

静岡市長 あて

所在地  
名称  
代表者職氏名  
(担当者) 担当部署

氏 名  
電話番号  
電子メールアドレス

静岡市放課後児童クラブ（森下ほか 13 クラブ）運營業務公募型プロポーザルについて、  
現地見学会への参加を次のとおり申込みます。

1 参加希望者 ※2名まで

	参加者 1	参加者 2
氏名（ふりがな）		
所属		
役職		

2 現地見学対象クラブ ＊見学を希望するクラブ名に○を付けてください。（複数可）

No.	クラブ名	場所	見学希望
1	東豊田児童クラブ	静岡市駿河区池田 491-2	
2	東源台第二児童クラブ	静岡市駿河区国吉田 5-8-14	
3	有度第一児童クラブ	静岡市清水区有度本町 3-1	

3 現地見学をするにあたっての留意事項

- ア 参加者は1事業者につき2名以内とする。
- イ 施設間の移動は事業者で用意した自動車に参加者の責任において行うものとする。  
(1事業者につき1台まで)
- ウ 見学は各放課後児童クラブ 15 分以内とする。

4 申し込み先 静岡市子ども未来局子ども未来課

メール：[kodomomirai@city.shizuoka.lg.jp](mailto:kodomomirai@city.shizuoka.lg.jp)

電 話：054-354-2604

【様式第2号】

令和 年 月 日

静岡市長 あて

所在地

名称

代表者職氏名

(担当者) 担当部署

氏 名

電話番号

電子メールアドレス

## 質 問 書

質問事項	回答

※本業務に係る質問事項があれば、令和6年4月26日(金)午後5時までに、必ずこの様式により  
電子メールにて提出し、電話にて受信の確認をしてください。電話やファックスでの質問は受  
け付けません。

※提出先：静岡市 子ども未来局 子ども未来課 児童クラブ係

メールアドレス kodomomirai@city.shizuoka.lg.jp

電話番号 054-354-2604

【様式第3号】

令和 年 月 日

## プロポーザル参加申請書

(宛先) 静岡市長

(申請者)

所在地

名称

代表者職氏名

次の業務について、企画提案（プロポーザル）に参加を申請します。  
なお、この申請書及び関係書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

1 業務名

令和6年度 子子未委第54号  
静岡市放課後児童クラブ（森下ほか13クラブ）運営業務

2 参加資格

この企画提案に参加するに当たり、次の（1）～（5）の条件を満たしています。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （3）直近の一年間において、消費税及び地方消費税並びに静岡市税の滞納がないこと。
- （4）暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- （5）この事業の公募開始日から委託候補者決定の日までの間のいずれの日において、静岡市入札参加停止等措置要綱（平成31年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中の者でないこと。

3 連絡担当者

- （1）所属
- （2）職氏名
- （3）電話番号
- （4）E-mail

【様式第4号】

## 会 社 概 要 書

提 案 者	名 称	連 絡 担 当 者	所 属
	所 在 地		役職・氏名
			電話番号(内線)
			F A X
	ホームページアドレス		E-mail

設立年月		資本金 (円)	
年間売上金 (円)		従業員数 (人)	
支社(支店)		関連会社	
会社の特色			
担当するサー ビス拠点	所在地		
	名 称		

【様式第5号】

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所 }  
法人にあっては、本店所在地

商号又は名称  
代表者職氏名 }  
法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

- 1 当社（私）は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
  - (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
  - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
  - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
  - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 当社（私）は、静岡市から前項各号に該当するものか否かを確認するため履歴事項全部証明書等必要書類の提出を求められたときは、直ちに提出します。
- 3 当社（私）は、本誓約書兼同意書及び別紙役員等氏名一覧に記載した情報を、静岡市が警察署に提供することに同意します。
- 4 当社（私）は、別紙役員等氏名一覧に記載された全ての者から、前項の規定による提供について十分に説明し、真摯な同意を得ていることを誓約します。
- 5 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、第 1 項各号に該当するものと契約しないことを誓約します。
- 6 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、締結した契約の相手方が第 1 項各号に該当するものと判明し、静岡市からは是正措置の要請を受けた場合は、当該要請に従います。

以上

商号又は名称 \_\_\_\_\_

## 役員等氏名一覧

役職名	氏名 カナ	氏名 漢字	住所	性別 (男女)	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)

## (注)

- 1 個人の場合は、本人についてのみ記載し、その記載内容を確認できる書類（運転免許証の写し等）を添付してください。
- 2 法人の場合は、法人登記の現在事項全部証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員（取締役、監査役等のほか、支配人が契約を締結する場合には、その者も含む。）全員を記載し、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（申請日から3月以内に発行されたもの。写し可）を添付してください。
- 3 委任先がある場合は、受任者についても記載してください。
- 4 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、静岡県個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。



【様式第7号】

## 企画提案書

(業務名) 令和6年度子未委第54号

静岡市放課後児童クラブ(森下ほか13クラブ)運営業務

標記業務の提案資料を提出します。

令和 年 月 日

(提出者)

住 所 :

法 人 名 :

代 表 者 氏 名 :

印

担 当 者 氏 名 :

担 当 者 所 属 部 署 :

電 話 番 号 :

F A X 番 号 :

Eメールアドレス :